

# 保険かわら版

## 医療機関の敷地内禁煙 7月1日から

Q：2018年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律に基づき、2019年7月1日から学校、病院、診療所、行政機関の庁舎等の第一種施設は敷地内禁煙となるが、医科・歯科、病院・診療所問わず、医療機関は全て禁煙の対象となるのか。

A：医科・歯科問わず病院・診療所の「屋内」は全面禁煙となる。また、敷地内(屋外)についても「特定屋外喫煙場所」を設置した場合は、その場所でのみ喫煙が可能だが、それ以外の場所では屋外も禁煙となる。

Q：自宅と診療所が併設されている場合の個人の居宅部分や、職員寮の個室も禁煙の対象となるのか。

A：家庭の場所(個人の居宅)や職員寮の個室等は、人の居住の用に供する場所であり、特定施設等に係る規制は適用されない。なお、適用除外の場所であっても、当該施設の管理権原者等は、望まない受動喫煙を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないことに留意する必要がある。

Q：病院・有床診療所の入院患者用の個室は、人の居住の用に供する場所

として、適用除外になるか。

A：病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しない。

Q：精神疾患の患者や終末期の患者による病院内での喫煙は可能か。

A：病院・診療所は第一種施設に該当するため、特定屋外喫煙場所を除いて、禁煙となる。

Q：屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができるかとされているが、どのような措置が必要か。

A：以下に掲げる必要な措置を行った場合に、屋外に特定屋外喫煙場所を設置できる。

- ①喫煙をすることができる場所と非喫煙場所が区画されている。
- ②「特定屋外喫煙場所」は、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所である。
- ③20歳未満の方(職員を含む)は、喫煙を目的としない場合であっても、「特定屋外喫煙場所」への立入は、一切禁止である。
- ④「特定屋外喫煙場所」には、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲げる(標識は厚生労働省のHPからダウンロードできる)。

# 経営 電話 相談



県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間  
10:00～12:00  
3:00～16:00

◆受付電話  
0269-33-3265  
(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



⑤近隣の建物に隣接するような場所に「特定屋外喫煙場所」を設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

なお、詳細については、厚生労働省ホームページも参照されたい。  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>)

# 原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

# 理事会便り

## 5/20 理事会の決定事項等

長野、松本、佐久の3地区結ぶWeb会議にて開催。19:30～21:30出席役員：宮沢会長、市川、林(春)、奥山各副会長、伊佐津、多田、布山、米田、各理事、宮沢事務局長、議長：林副会長

### ■報告・承認事項

- 1. 前回議事要録の確認・・・4月度議事要録を承認した。
- 2. 会務報告・会計報告・・・4月度は入会1名、退会5名だが、5月には講習会等の参加で数名入会予定者が報告された。◇5/16国会行動での妊産婦医療費助成制度を求める要望を行ったことなど活動報告。◇2月度会計報告を了承した。
- 3. 共済募集計画・・・保険医年金、グループ保険の春の募集計画を報告。グループ保険は各社2億円ずつ、保険医年金は月払い合計235口、一時払い合計265口を目標に大樹生命、富国生命、太陽生命の生保職員が普及員証を提示の上、6月25日まで訪問活動を実施する。
- 4. 事務局賞与・・・県の人事院勧告に準じて夏季賞与を6月に支給することを確認。

### ■協議事項

- 1. 医療運動・・・長野県の子ども医療費の市町村実施状況、改正健康保険法とオンライン資格確認、自民党PTや財政審の社会保障改革、憲法審査会、高薬価新薬キムリアなど情勢報告◇参議院選挙に向けた取り組みとして保団連の新リーフを活用。
- 2. 参議院議員選挙対策(アンケート)・・・7月予定の参議院選挙の県区情勢の報告と候補者アンケートの項目を決定。6月中に実施して公示前に会員に情報提供する。◇衆参ダブル選挙となった場合は同じ項目でアンケートを実施することを確認。
- 3. スポーツ振興センターとの懇談・・・日本スポーツ振興センターの給付第二課との懇談を調整中との報告。6月下旬から7月上旬で日程調整して懇談にのぞむ。
- 4. 「保険でより良い歯科医療を」署名の推進・・・歯科部会での協議をふまえて以下の要領で推進する。(1)6月6日の歯科総決起集会への参加呼びかけを歯科会員にも案内する。この集会を署名のスタート集会と位置付ける。

(2)6月の長野新聞で大きく取り上げ、署名用紙をまとめて入れる。また、院長署名用紙を別途作成する。医科の先生にも協力を呼びかける。(3)第一次締め切りを9月とし、最終締め切りは11月とする。(4)医療職、介護職向けのセミナーの案内を介護施設等にも行いそこでも協力を訴える。また、各種講習会の会場でも署名を呼びかける。

### ■保団連・北信越ブロック

- 1. 保団連代議員会へ向けた発言通告の準備・・・代議員会への役員参加は宮沢会長(代議員)、奥山副会長(代議員代理)、林副会長(オブザーバー)、市川副会長(保団連理事)の確認。◇正副会長会議での協議に基づき、下記の3点で発言準備をする。・あずみの里裁判支援の訴え・県内の妊産婦医療・健診アンケート結果と国への要望活動・歯科の金バラ問題。なお、学校歯科検診後の歯科矯正の保険適用の関連は歯科部会等で協議の上、必要であれば発言通告に加える。
- 2. 北信越ブロック会議・・・主務地の新潟医会の運営要綱案を報告、了承した。
- その他

# 活動日誌

- 5/18 保団連歯科理事会が東京で
- 5/19 保団連理事会在東京で
- 5/20 理事会(本紙6面参照)
- 5/22 保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議
- 5/23 保険でより良い歯科医療を全国連絡会世話人会
- 5/23-25 「公費負担医療の手引き」編集作業が東京で
- 5/26 医科新規個別指導対策講習会、労務管理セミナー(本紙2面参照)
- 5/31 介護保険を良くする信州の会
- 6/6 保団連歯科総決起集会・国会行動が東京で
- 6/7 社協事務局会議、福祉医療給付制度の改善をすすめる会
- 6/8-9 「公費負担医療の手引き」役員編集会議が東京で
- 6/8 国保全県交流集会
- 6/9 信州市民アクション6.9集会(本紙2面参照)
- 6/11 歯科部会
- 6/15 審査指導対策講習会(松本)
- 6/19 正副会長会議
- 6/20 審査指導対策講習会(長野)

- 1. 全国障害者問題研究会 in 長野への協賛等のお願い・・・協賛金3万円の支出ならびに機関誌等での案内を決定した。
- 2. 指導・監査・処分取消訴訟支援ネット記録集の案内・・・「保険医の逆襲」を会員特価で案内していく。
- 3. 長野県の個別指導の持参物など運用ルールの変更(統一化)・・・2019年度の個別指導から持参物や提出書類が管内統一の流れの中で大幅に変更されていることを事務局より報告。引き続き情報収集していく。

**長野県保険医協会の会員数**  
1,363名(医科761名、歯科602名)  
2019年6月1日現在